

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が、ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸付けすることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「ひとり親」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）と死別した女子または男子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子または男子で、現に20歳に満たない児童を扶養しているものをいう。

- (1) 離婚した女子または男子であって現に婚姻をしていないもの
- (2) 配偶者の生死が明らかではない女子または男子
- (3) 配偶者から遺棄されている女子または男子
- (4) 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子または男子
- (5) 配偶者が精神または身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- (6) 前各号に掲げる者に準ずる女子または男子であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条及び第1条の2で定めるもの

2 この規程において「養成機関」とは、1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものであり、看護師、介護福祉士、保育士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格の取得を目的とする機関をいう。

(貸付の対象者)

第3条 訓練促進資金の貸付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者
- (2) 原則として、静岡県内に住民登録をしている者
- (3) 養成機関修了後、日本国内において第11条第1項に規定する業務に従事しようとする者
- (4) 雇用保険法第60条の2に基づく専門実践教育訓練給付金を受給していない者

(貸付の種類)

第4条 訓練促進資金は、入学準備金、就職準備金とし、貸付の時期は以下に定めるとおりとする。

- (1) 入学準備金
養成機関に入学し、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける時
- (2) 就職準備金
養成機関の課程を修了し、資格を取得した時

(貸付の金額等)

第5条 訓練促進資金の貸付けの金額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

- 2 訓練促進資金は、無利子とする。ただし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。
- 3 訓練促進資金は、その全額を一括で貸付けするものとする。

(連帯保証人)

第6条 訓練促進資金の貸付を受けようとする者は、原則として連帯保証人1人を立てることとする。ただし、連帯保証人を立てられない場合で、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項の連帯保証人は、成年の者で独立の生計を営む者でなければならない。この場合において、訓練促進資金の貸付を受けようとする者が未成年であるときは、連帯保証人はその者の法定代理人でなければならない。
- 3 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第15条の規定による延滞利子を包含するものとする。
- 4 訓練促進資金の貸付を受けた者は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、様式第22号による連帯保証人変更届を会長に提出しなければならない。

(貸付の申請)

第7条 訓練促進資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学準備金については様式第1号による「訓練促進資金貸付申請書（入学準備金）」に、就職準備金については様式第2号による「訓練促進資金貸付申請書（就職準備金）」に、次に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し
- (2) 世帯全員の住民票の写し（発行から3か月以内のもの）
- (3) 申請者の印鑑証明書
- (4) 養成機関合格（入学許可）通知の写し（入学準備金の貸付を申請する場合）
- (5) 養成機関の卒業証書及び資格取得試験合格通知の写し（就職準備金の貸付を申請する場合）
- (6) 連帯保証人の住民票の写し及び印鑑証明書（連帯保証人を立てる場合）

(貸付の決定)

第8条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査して、予算の範囲内において訓練促進資金の貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書及び借用書の提出)

第9条 前条の規定により訓練促進資金の貸付けの決定を受けた者は、様式第3号による「誓約書」及び様式第4号による「訓練促進資金借用証書」を会長に提出しなければならない。

(貸付契約の解除等)

第10条 会長は、貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合には、貸付契約を解

除するものとする。

- (1) 養成機関を退学したとき。
- (2) 養成機関の修学を継続または卒業できる見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 貸付契約の解除を申し出たとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽その他不正な方法により貸付けを受けたことが明らかになったとき。
- (6) その他貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還債務の当然免除)

第11条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、返還債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関を修了後、直近の資格試験を受験し、資格を取得した日から1年以内に就職し、日本国内において、取得した資格が必要な業務(週20時間以上の就労)に従事し、引き続き5年間(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)その業務に従事したとき。

ただし、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により、資格試験を受験できなかった場合または資格試験に合格できなかった場合であって、会長が本人の申請に基づき、次年度の資格試験を受験する意思があると認めた場合、「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えるものとする。

- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため、その業務を継続することができなくなったとき。

2 前項第1号の「その他やむを得ない事由」は、第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

3 第1項の規定による返還債務の免除を受けようとする者は、様式第16号による「訓練促進資金返還債務免除申請書」に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(返還)

第12条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合(他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)に、月賦または半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了後、直近の資格試験を受験し、資格を取得した日から1年以内に第11条に規定する業務に従事しなかったとき。
- (3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第11条に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事することができなくなったとき。

2 前項の「その他やむを得ない事由」は、第11条に規定する業務に従事することが困難であると

客観的に判断できる場合であること。

- 3 第1項の規定により訓練促進資金を返還しなければならない者は、その事由の生じた日（次条第1項の規定により返還債務の履行を猶予された場合にはその事由が継続する期間が終了した日、前条の規定による返還債務の免除の申請または次条の規定による返還債務の履行の猶予の申請をし、不承認の通知を受けた場合にはその通知を受けた日）から起算して15日以内に、様式第14号による「訓練促進資金返還協議書」を会長に提出しなければならない。

（返還債務の履行猶予）

第13条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- (3) 第11条に規定する業務に従事しているとき。
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

2 前項第4号の「その他やむを得ない事由」は、第11条に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

- 3 第1項の規定による訓練促進資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、様式第15号による訓練促進資金返還猶予申請書に第1項各号に該当することを証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（返還債務の裁量免除）

第14条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、訓練促進資金の返還債務（既に返還を受けた金額を除く。）を当該各号に定める範囲内において免除することができる。

- (1) 死亡または障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。
ただし、連帯保証人がいる場合はその限りではない。

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部または一部

- (2) 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。
ただし、連帯保証人がいる場合はその限りではない。

返還債務の額の全部または一部

- (3) 静岡県内等において第11条に規定する業務に1年以上従事したとき（本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については対象としない。）

返還債務の額の一部

2 裁量免除の額は、第11条に規定する業務に従事した年数を5で除した数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

- 3 第1項の規定による訓練促進資金の返還債務の裁量免除を受けようとする者は、様式第16号による「訓練促進資金返還債務免除申請書」に第1項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（延滞利子）

第15条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、正当な理由がなく訓練促進資金を返還すべき日まで

にこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ、返還すべき貸付金額につき年5.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

- 2 会長は、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出)

第16条 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、訓練促進資金の返還債務の免除を受けるまで、次の証明書または確認書を、毎年決められた期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 毎年4月末日まで

- ・養成機関に在学しているときは、修得単位証明書及び在学証明書
- ・第11条に規定された業務に従事しているときは、就業証明書

(2) 3か月ごとに提出

- ・養成機関に在学しているときは、「訓練促進資金就学確認書」(様式17号)
- ・第11条に規定された業務に従事しているときは、「訓練促進資金就業確認書」(様式18号)

(3) 毎月提出

- ・離職後、再就職のために求職活動を行っているときは、「求職活動状況報告書」(様式23号)

- 2 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届書にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、第1号に該当する場合は、その事実を証明する書類の添付を要しない。

(1) 訓練促進資金の貸付けを辞退するとき。 様式第11号「訓練促進資金辞退届」

(2) 養成機関を卒業したとき。 様式第5号「卒業(修了)届」

(3) 取得した資格の登録を受けたとき。 様式第6号「資格登録届」

(4) 規定された業務を開始したとき。 様式第7号「業務開始届」

(5) 従事する施設等または職種を変更したとき。 様式第8号「業務従事事業所等変更届」

(6) 規定された業務に従事しなくなったとき。 様式第9号「業務廃止届」

(5)(6)共通 様式10号「業務従事期間証明書」

(7) 休学し、復学し、または退学したとき。 様式第12号「休学・復学・退学届」

(8) 停学または退学の処分を受けたとき。 様式第13号「停学・退学処分届」

(9) 住所または氏名を変更したとき。 様式第19号「住所・氏名等変更届」

(10) 連帯保証人の住所または氏名に変更があったとき。 様式第20号「連帯保証人住所・氏名等変更届」

(11) 連帯保証人を変更するとき。 様式第22号「連帯保証人変更届」

- 2 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が死亡し、または行方不明になったときは、直ちに様式第21号による「死亡・行方不明等届」を会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第17条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。